

戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い住宅の整備を促進するため、耐震改修を実施する市内の既存木造住宅の所有者に対し、戸田市既存住宅耐震改修補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(耐震改修)

第2条 補助の対象となる耐震改修は、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱(平成16年12月2日市長決裁。以下「耐震診断要綱」という。)等による耐震診断結果から耐震改修が必要とされる建築物で、次の各号に掲げる改修の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 一般耐震改修 耐震診断による上部構造評点(一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定めるもの。以下同じ。)が1.0未満と診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上となるように耐震診断要綱に規定する木造耐震診断により補強設計を行った耐震改修

(2) 簡易耐震改修 耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物について、当該建築物が倒壊しても安全な生存空間が確保できる耐震シェルター又は防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)をその内部に設置するもの

(耐震改修施工者)

第3条 補助の対象となる耐震改修を施工する者(以下「施工者」という。)は、次の各号に掲げる改修の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 一般耐震改修 市内に事務所を置く建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者

(2) 簡易耐震改修 耐震シェルター等を設置することのできる事業者

(補助金交付額)

第4条 補助金交付額は、次に掲げる額とする。

(1) 一般耐震改修に要した費用の額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)とし、かつ50万円を限度とする額

(2) 簡易耐震改修に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)とし、かつ20万円を限度とする額

(交付申請)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添付して、補助金の交付を受けようとする年度の11月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
 - (2) 補強設計図書（一般耐震改修に限る。）
 - (3) カタログ及び設置図面等の設置計画図書（簡易耐震改修に限る。）
 - (4) 耐震改修工事費又は耐震シェルター等設置工事費の見積書（耐震改修工事等とそれ以外の工事とを分けたものとする。）
 - (5) 契約書の写し
 - (6) 確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
 - (7) 耐震診断の結果を確認できる書類
 - (8) その他市長が必要と認めた書類
- （交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは速やかにこれを審査し、交付することを決定したときは、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（耐震改修の着手）

第7条 前条の規定による戸田市既存住宅耐震改修補助金交付決定通知を受けた申請者は、速やかに耐震改修に着手し、戸田市既存住宅耐震改修着手届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付申請取下届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、既に第6条に規定する交付決定を受けているときは、当該決定がなかったものとし、それまで要した費用は自己負担とするものとする。

（耐震改修の完了）

第9条 申請者は、耐震改修が完了したときは、速やかに戸田市既存住宅耐震改修完了届（第5号様式）に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事費又は耐震シェルター等設置工事費の精算内訳書
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震改修工事又は耐震シェルター等設置工事の内容がわかる状況写真

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定による届けを受けたときは速やかにこれを審査し、補助金の額を確定したときは、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付確定通知書（第6号様式。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは戸田市既存住宅耐震改修補助金交付請求書（第7号様式）に確定通知書の写しを添付して、市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき、交付の目的以外に使用したとき、又はこの要綱の規定に基づく指示に違反したときは、

戸田市既存住宅耐震改修補助金返還請求書（第8号様式）により、申請者に期限を定めて返還させるものとする。

（耐震上不利となる工事の禁止）

第13条 申請者は、補助金の交付を受け耐震改修を行った対象住宅について、耐震上不利となる増改築、修繕、模様替え等の工事を行ってはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、施行日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

戸田市既存住宅耐震改修補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

申請者 住 所
 （所有者）氏 名 印
 電話番号

戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

建築物の名称	
建築物の所在地	戸田市
耐震改修の種別	一般耐震改修 簡易耐震改修
補助交付申請額	金 円
工事施工者	氏 名 営業所名 建設業の許可（ ）第 号 所在地 電話番号
建築士事務所	氏 名 （ ）建築士事務所（ ）登録 第 号 所在地
建築士	氏 名 資格（一級・二級・木造）建築士（ ）登録 第 号
耐震改修予定工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

*添付書類

- (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (2) 補強設計図書（一般耐震改修に限る。）
- (3) カタログ及び設置図面等の設置計画図書（簡易耐震改修に限る。）
- (4) 耐震改修工事費又は耐震シェルター等設置工事費の見積書（耐震改修工事等とそれ以外の工事を分けたものとする。）
- (5) 契約書の写し
- (6) 確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
- (7) 耐震診断の結果を確認できる書類

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長



戸田市既存住宅耐震改修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった戸田市既存住宅耐震改修補助金については、下記のとおり決定したので、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地 戸田市
- 3 耐震改修の種別 一般耐震改修 簡易耐震改修
- 4 補助金交付額 金 円
- 5 補助金交付時期 耐震改修工事が完了し、補助金交付確定後交付する。

* 補助の条件

補助金交付額は、耐震改修工事費の確定により変更する場合があります。

第3号様式(第7条関係)

戸田市既存住宅耐震改修着手届

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者 住 所
(所有者)氏 名 印
電話番号

年 月 日付け第 号で決定があった耐震改修工事について下記
のとおり着手したので、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第7条の規定により届出
をします。

記

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 耐震改修の種別 一般耐震改修 簡易耐震改修

4 耐震改修の工期 着手 年 月 日
完了 年 月 日

第4号様式(第8条関係)

戸田市既存住宅耐震改修補助金交付申請取下届

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者 住 所
(所有者)氏 名 印
電話番号

年 月 日付けの補助金交付申請について、下記の理由から戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第8条の規定により取り下げます。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 耐震改修の種別 一般耐震改修 簡易耐震改修
- 4 理 由

第5号様式（第9条関係）

戸田市既存住宅耐震改修完了届

年 月 日

（宛先）

戸田市長

申請者 住 所
 （所有者）氏 名 印
 電話番号

耐震改修が完了したので、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添付して届出します。

建築物の名称	
建築物の所在地	戸田市
耐震改修の種別	一般耐震改修 簡易耐震改修
補助金交付額	金 円
工事施工者	氏 名 営業所名 建設業の許可（ ）第 号 所在地 電話番号
建築士事務所	氏 名 （ ）建築士事務所（ ）登録 第 号 所在地
建築士	氏 名 資格（一級・二級・木造）建築士（ ）登録 第 号
耐震改修工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

*添付書類

- (1) 耐震改修工事費又は耐震シェルター等設置工事費の精算内訳書
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震改修工事又は耐震シェルター等設置工事の内容がわかる状況写真

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長



戸田市既存住宅耐震改修補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で決定があった耐震改修について、下記のとおり確定したので、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地 戸田市
- 3 耐震改修の種別 一般耐震改修 簡易耐震改修
- 4 補助金交付確定額 金 円

第7号様式(第11条関係)

戸田市既存住宅耐震改修補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者 住 所
(所有者)氏 名
電話番号

印

戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 交付請求金額

金 額	十	万	千	百	十	円
--------	---	---	---	---	---	---

2 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	口座の種類	普通・当座 (該当を で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

*添付書類

戸田市既存住宅耐震改修補助金交付確定通知書の写し

第8号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長



戸田市既存住宅耐震改修補助金返還請求書

耐震改修補助金について、戸田市既存住宅耐震改修補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法 別紙戸田市返納通知書による
- 4 補助年度 年度
- 5 補助金交付確定額 年 月 日 第 号
通知日及び番号
- 6 耐震改修の種別 一般耐震改修 簡易耐震改修
- 7 補助金交付確定額 金 円
- 8 補助金既交付額 年 月 日交付金 円
- 9 返還事由